

神川町告示第 9 8 号

町有財産（自動車）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び神川町契約事務規則（平成 1 8 年神川町規則第 5 8 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

神川町長 櫻 澤 晃

1 入札に付する売払物件

物件名称	初年度 登録	排気量	走行 距離	車検	予定価格 (入札保証金)
トヨタ クラウン	平成12年6月	2.99 L	91,605 k m	一時抹消 登録済み	100,000円 (10,000円)

※ 予定価格とは、あらかじめ神川町が定めた最低売却価格をいい、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 走行距離は、令和 8 年 1 0 月 1 5 日時点の数値とする。

※ 物件の詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）に公開する物件情報のとおりとする。

2 入札の方法

- （1）公有財産売却システムを利用し一般競争入札を行う。
- （2）入札に関する手続きについては、公有財産売却システムにおける神川町公有財産売却ページにおいて公開する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- （1）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者でないこと。
- （3）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条による観察処分を受ける団体及びその関係者でないこと。
- （4）神川町が定める神川町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「神川町ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (7) あらかじめ入札参加申込の手続きを完了していること。

4 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和8年10月30日（金）午後1時から令和8年11月17日（火）午後2時までに、公有財産売却システムにより仮申込み手続きを行うこと。
- (2) 仮申込み手続きを完了した後、令和8年11月24日（火）午後5時までに所定の申込書等を持参または郵送すること。

① 持参する場合

受付場所 神川町総合政策課

（所在地：埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地）

受付時間 午前9時00分から午後5時まで（土・日曜、祝日を除く）

② 郵送する場合

〒367-0292

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

神川町総合政策課

受付期間 令和8年11月24日（火）消印有効

- (3) 入札等に関する権限を代理人に委任する場合には、委任状を申込書に添付すること。

5 物件の下見会

- (1) 日 時 令和8年11月13日（金）午前9時から正午まで
- (2) 場 所 神川町役場（駐車場）
- (3) 申込方法 令和8年11月12日（木）午後4時30分までに、電話で事前申し込み（電話0495-77-0707 神川町議会事務局）

※ なお、入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承したものとみなす。

6 入札場所及び期間

- (1) 場 所 公有財産売却システム上
- (2) 期 間 令和8年12月1日（火）午後1時から令和8年12月8日（火）午後1時まで

7 入札方法

- (1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 入札書の送付または持参による提出は認めない。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、町が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に還付する。

9 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

10 開札及び落札者の決定

- (1) 令和8年12月8日（火）午後1時以降に公有財産売却システム上で開札をする。
- (2) 予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年12月15日（火）午後5時までに、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が、契約締結期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は神川町に帰属する。この場合、入札保証金は返還しない。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際して契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を契約保証金に充当することができる。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。

13 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和8年12月22日（火）午後2時30分までに神川町が指定する方法により売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに売払代金の納付が確認できない場合はその契約を無効とし、契約保証金は神川町に帰属する。この場合、契約保証金は返還しない。
- (3) 落札者の納付した契約保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を売払代金の一部に充当することができる。

14 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引き渡すものとする。

15 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納した時に移転する。

- (2) 売払物件の引渡しに要する費用、所有権移転に要する費用並びに公租公課等は、落札者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 売払物件は経年劣化、キズ、汚れ等があるので、十分理解した上で入札すること。
- (2) この公告、神川町公有財産売却ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売払物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、神川町は契約不適合責任を負わない。